

2-6 日本森林学会誌編集委員会内規

1. 任務

日本森林学会誌編集委員会(以下、編集委員会という。)は、日本森林学会誌(以下、学会誌という。)の編集及び発行に関わる次の任務を担う。

- 1) 学会誌の内容と体裁に関する審議と理事会への提案
- 2) 編集委員会内規、投稿規定、執筆要領及び著作者および第三者による著作権の利用の改定に関する審議と理事会への提案、編集方針の改定に関する審議、決定と理事会への報告、並びに申し合わせ等の制定及び改廃に関する審議と決定
- 3) 投稿原稿の審査
- 4) 特集の企画
- 5) そのほか、学会誌の円滑な発行と学術誌としての質の向上に関わる事項

2. 編集委員会の構成

編集委員会に、次の構成員を置く。

- 1) 編集委員長、1名
- 2) 副編集委員長、2名以内
- 3) 編集委員長補佐、1名
- 4) 編集委員、各審査分野に1～複数名
- 5) 編集主事、1名

3. 構成員の職務

1) 編集委員長

編集委員長は、編集委員会を統括し、学会誌の編集に責任を持つ。また、副編集委員長を編集委員の中から指名する。原稿の審査に関わる次の事項は、編集委員長の職責とする。

- (1) 原稿の審査担当編集委員の選定
- (2) 原稿の採否の最終決定
- (3) 投稿者からの苦情の処理

2) 副編集委員長

副編集委員長は、編集委員長が職務を遂行できない場合に、その職務を代行する。

3) 編集委員長補佐

編集委員長補佐は編集部の者が務める。編集委員長補佐は、原稿審査に関わる事務処理全般を担当し、原稿の審査担当編集委員の選定を補佐する。

4) 編集委員

編集委員は、担当審査分野における原稿の審査を担当するとともに、編集委員会の円滑な運営に寄与する。また、特集を担当する編集委員は、特別編集委員の審査結果を確認し編集委員長に報告する。

5) 特別編集委員

特別編集委員は特集における原稿の審査を担当する。特別編集委員は編集委員以外の者が務めることができる。

6) 編集主事

編集主事は、原稿審査以外の事項に関して編集委員長を補佐する。

4. 構成員の任期

1) 編集委員長

日本森林学会定款第35条第1項に基づく。原則として、連続した2期とする。

2) 編集委員長補佐

日本森林学会との契約に従う。

3) 副編集委員長・編集委員

2年1期(委嘱期間:6月1日から2年後の5月31日まで)とし、任期は2期として、2年ごとの半数交代を原則とする。ただし、再任を妨げない。

4) 編集主事

日本森林学会定款第40条第2項に基づく。ただし、再任を妨げない。

5. 編集委員会の会議

1) 編集委員会の会議(以下、会議という。)は、編集委員長がこれを召集し、主催する。

2) 会議は、通常の会議と電子(メール)会議システムを利用した会議(以下、メール会議という。)の2種類とする。なお、メール会議はメーリングリストまたは電子掲示板を利用し、編集委員会の任務に関わる提案、意見、質問などの情報交換の場としても活用できるものとする。

3) 会議には、構成員が参加する資格を持ち、義務を負う。

4) 構成員は、編集委員長に対して議題の提案をすることができる。

5) 通常の会議の開催、成立及び議決方法

- (1) 通常の会議は年1回以上開催する。
- (2) 通常の会議では、原稿の審査状況及び日本森林学会誌の発行状況を報告するとともに、編集委員会の任務に関わる重要事項を審議し決定する。
- (3) 通常の会議は、編集委員長及び2/3以上の編集委員の出席で成立する。
- (4) 通常の会議での採決は、出席する編集委員の過半数の賛成で議決する。賛否同数の場合は、編集委員長が可否を決める。

6) メール会議の開催、成立及び議決方法

- (1) メール会議は、編集委員会が定めるメール会議システムを利用して、適宜開催する。
- (2) メール会議は、採決時の総投票数を出席者数とみなし、2/3以上の編集委員の出席で成立する。
- (3) メール会議では、議題提出後に10日間以上の審議・投票期間を設ける。
- (4) メール会議では、通常の会議と同一の基準を適用して議決する。
- (5) メール会議の運営は、編集主事が行う。
- (6) 編集委員は、特段の理由がない限り、メール会議への参加及びメール会議における投票の義務を負う。

6. 編集委員の推薦

1) 編集委員がその職を退任する際は、担当審査分野又は関連する審査分野の編集委員と協議の上、後任の編集委員候補を編集委員長に推薦する。

2) 編集委員の増員は、当該審査分野又は関連する審査分野の編集委員間で協議の上、編集委員長に推薦する。

3) 複数の編集委員で構成される担当審査分野は、異なる所属による編集委員により構成されることを原則とする。

る。

- 4) 後任または増員の編集委員候補の推薦があったときには、編集委員長は会議に議題として提出し、妥当と認められた場合には、速やかに理事会に報告する。

7. 編集委員の交代

- 1) 委嘱期間の途中で交代する後任の編集委員の委嘱期間は、前任の委嘱期間終了日までとする。
- 2) 編集委員長は、委嘱終了日の3ヶ月前までに、該当する編集委員に7. 3)に定める交代手続きを通知する。
- 3) 退任する編集委員は、退任年の3月31日までに6. 1)に定める後任の推薦を行うことを原則とする。

8. 改定

この内規の改定は、編集委員会の承認後、理事会の承認を経て行う。

2011年6月15日制定

2011年12月16日改定

2019年4月23日改定

2021年4月26日改定

2021年9月27日改定

2022年12月9日改定